さいしん

第 38 号

2011 年 4 月 10 日発行

袴田巖さんの再審を求める会　会報

年間会費：3000 円／郵便振替口座番号：00120-3-410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 019-0410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
〒 101-0061　東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎信愛ビル 502 号
FAX：０３－３２３８－０７９７
ホームページアドレス：http://hakamada-saishin.org/
E-mail：hakamada.saishin@gmail.com

この度の東日本大震災で被災された方々に
心よりお見舞い申し上げます。
共に前進しましょう！！

負けられない戦いは続いている！！



★第６回三者協議で弁護団が新証拠提出！

★第７回三者協議で検察が４度目の証拠開示！

Free HAKAMADA Now!

袴田巖さんは無実だ！

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト（日本プロボクシング協会公認）
http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。

Contents

○お見舞い　東日本大震災に遭われた全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。　求める会事務局　2
○弁護団レポート「第６回三者協議で弁護団が新証拠提出」
「第７回三者協議で検察が４度目の証拠開示」他　福田……3
○報　告　面会報告　福田……8
○議連ニュース「ボクシング協会が横断幕贈呈」「牧野会長らが黒岩大臣政務官に申入れ」
「牧野会長が裁判官弾劾裁判所裁判長に就任」他　福田……9
○報　告　３・10バースデイ要請行動報告　福田…… 11
○特別寄稿　証拠開示が進むほど明らかになるのは～袴田事件から考える　どん・わんたろうさん22
○資　料　新聞記事集　…… 24
○「袴田事件」トピックス　「浜北集会報告」「後楽園ホールのリングから袴田事件をアピール！報告」他　…32
○寄　稿　三陸沖大地震に思う　石井…… 34
○お知らせ　会計報告の承認と会の代表について　求める会事務局 35
○活動報告　活動日誌、活動予定、編集後記　求める会事務局 36

東日本大震災に遭われた全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。

袴田巖さんの再審を求める会事務局　一同



Free Hakamada Now!!!

弁護団レポート

共同代表・福田勇人

★第６回三者協議で弁護団が新証拠提出★

2011年2月25日午前10時30分から静岡地裁で「袴田事件」第2次再審請求審の第6回三者協議が行われ、弁護団から次の3点の新証拠が提出されました。

1「5点の衣類」の一つである鉄紺色ズボンのメーカーの元役員の供述録取書

2 清水郵便局元職員の陳述書

3 富士急バス車内で黒皮財布を拾った人の陳述書

1は、確定判決がズボンのサイズを誤認していたことを明らかにした証拠です。

2と3は、袴田さんの逮捕後に清水郵便局で突然発見された事故郵便物に関する捜査報告書に虚偽記載があることを窺わせる証拠と、昭和41年7月に国鉄吉原駅前バス停に停車中の富士急バス車内で拾得された黒皮財布の捜査状況を記録した検察官作成の捜査報告書に虚偽記載があることや証拠隠しがあることを窺わせる証拠です。

また、今回林享男検事から新たに開示された未提出証拠16種18点(詳細はリストを参照)の中に鉄紺色ズボンの共布のサンプル1枚が含まれていましたが、弁護団が開示を求めていたもう1枚のサンプルについては「見当たらない」と回答し開示しませんでした。

これについて弁護団は記者会見で、「不見当」とされた共布のサンプルが袴田さんの実家で発見された共布の捏造に使用された可能性があると述べました。

検察官開示証拠リスト

No.	作成日	表題	作成者	関連証拠等
1	不明	ともぎれ1枚	不明	共布
2	昭和42年9月18日	ともぎれの任意提出書	ズボンメーカー役員	共布
3	昭和42年9月18日	ともぎれの領置調書	司法警察員	共布
4	昭和42年9月13日	袴田さんの母親の供述調書	司法警察員	ブリーフ
5	昭和42年9月12日および同月13日	販売店店員の供述調書	司法警察員	ブリーフ
6	昭和42年9月12日	販売店店員の供述調書	司法警察員	ブリーフ
7	昭和42年9月13日	報告書	司法警察員	ブリーフ
8	昭和42年9月13日	卸問屋社員の供述調書	司法警察員	ブリーフ
9	昭和42年9月12日	卸問屋社員の供述調書	司法警察員	ブリーフ
10	昭和42年9月18日	卸問屋社員の供述調書	司法警察員	ブリーフ
11	昭和42年9月18日	ブリーフメーカー社員の供述調書	司法警察員	ブリーフ
12	昭和42年9月9日	販売店社員の供述調書	司法警察員	5点の衣類
13	昭和42年9月14日	販売店社員の供述調書	司法警察員	5点の衣類
14	昭和42年9月9日	卸問屋社員の供述調書	司法警察員	5点の衣類
15	昭和42年9月9日	タグメーカー社員の供述調書	司法警察員	半袖シャツ・ステテコ
16	昭和42年9月6日および同月7日	こがね味噌社員の供述調書	司法警察員	絆創膏・マッチ・ブリーフ
※No.1～16は、すべて平成22年11月4日付「証拠開示命令申立書5」に関連する証拠。				

今回提出された新証拠によって、捜査機関は「5点の衣類」の他にも、捜査報告書への虚偽記載・証

拠隠し・証拠捏造を行なっていた疑いが出てきました。こうした違法捜査の実態を明らかにするためには、さらなる証拠開示が必要です。

なお、三者協議に先立つ午前９時45分からは、静岡の支援者とともに静岡地裁に対し早期再審開始などを求める要請を行ないました（５、６ページ参照）。応対した職員は「これまでいただいた要請書や署名は裁判官に届けている。今回の要請もきちんと裁判官に伝える」と回答しています。



三者協議後記者会見を行なう弁護団

★第７回三者協議で検察が４度目の証拠開示★

2011年３月25日（金）午前11時から静岡地裁で行われた第７回三者協議で、静岡地検の林享男検事が同月24日付意見書で開示を予告していた未提出証拠３点（詳細はリストを参照）を開示しました。検察による証拠開示はこれで４度目です。一方で林検事は弁護団が開示請求した共布サンプルなど重要な証拠については「見あたらない」などと回答し開示しませんでした。

検察官開示証拠リスト				
No.	作成日	表題	作成者	関連証拠等
1	昭和42年９月14日	縫製店店員供述調書	司法警察員	ズボン
2	昭和42年９月14日	縫製店店員供述調書	司法警察員	ズボン
3	昭和42年９月18日	縫製店店員供述調書	司法警察員	ズボン
※No.1~3は、すべて平成23年１月27日付「証拠開示命令申立書６」に関連する証拠。				

また、弁護団は３月18日に「証拠開示命令申立書７」を裁判所に提出しました。今回あらたに開示を求めたのは、前回の三者協議で新証拠として提出した、黒皮財布の拾得者の陳述書に関連する証拠（黒皮財布やそれに入っていた現金など）で、捜査機関による「証拠隠し」が明らかになるかもしれない重要な証拠群です。

林検事は「検察庁にあるものは開示している」として未提出証拠の開示に協力的であることを強調していますが、開示に応じない証拠や見当たらないとする証拠について十分な説明はありません。３月31日の新聞報道によれば静岡地検の森悦子次席検事は「袴田事件」における証拠捏造や証拠隠しを否定しています。全面開示を禁止する法律などどこにもないのですから、やましい所がないならば証拠を小出しにするのではなく、警察とも連携して関連証拠を全て開示すべきです！

なお、この日も地元静岡の支援者は三者協議に先立ち地裁と地検に対して要請書を提出しています（７ページ参照）。

★シンポ「死刑を考える日」でアピール★

３月12日（土）午後１時30分から愛知県弁護士会主催で開催されたシンポジウム「死刑を考える日 映画『BOX 袴田事件 命とは』で死刑と冤罪を考える」で、袴田秀子さんと弁護団の角替清美弁護士が講演し、袴田事件についてアピールしました。■

2011年2月25日

静岡地方裁判所
原田 保孝　裁判長　殿

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会

１日も早い再審開始・無罪判決を求める要請書

先月23日、私たちは袴田巖さんの無実を信じ、一日も早い再審開始を求める多く方々と共に、いわゆる布川事件で無理矢理自白をさせられ無実の罪で無期懲役の判決を受けた桜井昌司さん招いて集会を開催しました。

桜井さんは「この事件は検察が重要な証拠を隠し、袴田さんを犯人に仕立て上げた事件だ」と、自らの体験をふまえて私たちに訴えました。同時に弁護団からは、昨年12月に検察官が開示した証拠の中に、“1年2ヶ月間、味噌漬かった緑色のブリーフ”の写真は、味噌に漬かったとは信じられないほど、緑色が鮮やか残っていることも語られました。

すでに弁護団が新証拠として、貴裁判所に提出している、いわゆる味噌漬け実験で得た私たちの結論は、どんな実験方法であろうと、人間の血液を付着した衣類は、1年2ヶ月間味噌に漬けておくと味噌色に染まり、血液はほとんど黒色になるということでした。

昨年12月に検察官が明らかにした5点の衣類の写真のように緑色が鮮やかに残ることなどあり得ないのです。

来月10日には、袴田巖さんは満75歳になります。想像も出来ない44年を超える年月を囚われの身として過ごしているのです。

本日開催される、袴田巖さんの再審請求についての第6回目の三者協議に際し、貴職に下記の要請を致します。

記

1．私たちが行った味噌漬け実験に関して、袴田さんの無実を証明する新証拠として直ちに採用することを求めます。

すでに、どんな実験方法でも、最高裁判所がいう、「衣類が長期間味噌に漬かっていたことは明ら」であれば、衣類は味噌色に染まり、血液は黒色になります。最高裁判所の判断は誤っています。

また、昨年12月に開示された5点の衣類のカラー写真では、誰が見て

も緑色のブリーフは長期間味噌に漬かったようには見えません。 検察官は味噌にほとんど漬かっていない 5 点の衣類を無理矢理袴田さんに結びつけるため、 「味噌の中から出てきた緑色のパンツは、袴田しかはいていなかった(発見時の証言)」との証言をさせているのです。

2.弁護団の求める証人を調べ、未開示証拠の開示命令を出して下さい。

これまでズボンのサイズを表す「B」だと言われていたものが、今回の証拠開示で、色を表す「B」だと言うことが明らかになりました。

このように、開示されていない証拠の中には袴田さんの無実につながる物がまだまだあるはずです。弁護団の求めに応じて、証拠開示をするよう検察官に命令して下さい。

また、ズボンの共布を発見した警察官は、味噌漬けのズボンを見たこともなく、どうして同一ズボンだと人目で分かったのでしょうか？ 証人として徹底的に調べて下さい。

3．誰しもが納得出来る判断を求めます。

弁護団が五点の衣類の血痕付着状況が不自然だと指摘すれば、「犯行時にズボンを脱いだ可能性も否定できない」とか、およそ常識では考えられない不自然な裁判官独特の「想像」を東京高裁ではしています。

一方最高裁では上述したように「五点の衣類及び麻袋は、その発見時の状態等に照らし長期間みその中につけ込まれていたものであることが明らかであって」と、決めつけています。

裁判官の「想像」とか「根拠のない決めつけ」で死刑判決を下すことは許されないはずです。

4．１日も早い再審開始・無罪判決を求めます。

3 月 10 日、袴田巖さんは 75 歳の誕生日を迎えます。誰しも「いのち」には限りがあり、袴田さんも例外ではありません。

「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に基づき、速やかな審理の進行と１日も早い再審開始・無罪判決を求めます。

以 上

連絡先：静岡市清水区石川本町 16-18

静岡地方裁判所　　2011年3月25日
原田　保孝　裁判長　殿

要　請　書

袴田巖さんが75歳の誕生日を迎えた3月10日の翌日11日午後、東日本大震災が起こり津波の被害は想像を絶する破壊をもたらし万余の人びとの生命を奪いました。未曾有の災禍の上に福島の原発事故は想定を超えた深刻な事態となり、国民全体に恐怖や怒り不信や動揺が広がっています。さらに風評被害と言う厄介な問題も国民の間に広がり救援の足取りを鈍らせています。このような危機に際し風評被害が起こるのはなぜでしょうか。国民が政府を信頼していないからです。これまで政府は「原発は絶対安全」と言ってきた。それが大事故になった。信頼が失われました。今まさに日本の運命がかかったこの国難を乗り切るためには国が国民の信用を取り戻すことが最大の課題です。

裁判や司法全体に対する信頼は、国民の目からすれば原発も裁判も同様なことです。「重大事件の裁判に絶対誤りは無い」と断言出来ますか。私たちは確信を持って言えます「人間のやることに絶対はない」と。

21世紀に重大事件の冤罪はあった。検察による証拠の捏造もあった。ましてや45年も昔、袴田巖さんが犯人とされた事件が冤罪であっても何の不思議もありません。私たちは司法の各機関が国民の信頼を取り戻すため過去の過ちを正すことが急務であると思います。無実の死刑囚袴田巖さんの救出を強く願い貴裁判長に以下の事を要請します。特に袴田巖さんの年齢および心身の疾患に配慮し、速やかな対応を求めます。

1．未開示証拠を全て開示するよう検事に勧告することを求めます。
2．弁護団からの証人申請を全て認め速やかに実施することを求めます。
3．新証拠を真摯に検証し一日も早い再審の開始を求めます。

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民

面会報告

共同代表 福田勇人

2011年2月15日(火)

午後２時過ぎ、弁護団の戸舘弁護士が面会申請を行いましたが、袴田さんが「用事がないので会わない」と言っているとのことで面会ならず。

2011年3月2日(水)

午前11時15分、ボクシング協会の新田さんと二人で、袴田巖さんとの面会に臨みました。

私は例によって、刑事収容施設法120条1項2号で死刑囚との面会ができることになっている重要用務処理者として「再審準備」を理由に面会を申し込みましたが、拘置所職員から「拘置所の決定で面会は認められません」と告げられ面会不許可。

それから約10分後、新田に対しても職員が「断って下さいと言って本人が出てこない」と説明し、この日も袴田さんとの面会はできませんでした。(差し入れはフリージアの花束のみ)。

この日は面会を申し込んでから袴田さんの意向通知まで約15分という早さでした。

2011年3月4日(金)

午前10時ごろ、弁護団の伊豆田弁護士が面会を申し込みましたが、袴田さんが「会いたくない」と拒否したため面会できませんでした。

2011年3月10日(木)

午後0時30分過ぎに、まず支援者5人(楳田・寺澤・鈴木・坂詰・平野)で面会を申し込みましたが、「上司を通じて検討したが認められない」とのことで門前払い。その後、袴田秀子さん、清水救援会の山崎さん、ボクシング協会の新田さんの3人であらためて申し込みましたが、午後1時30分ごろ、拘置所職員から「本人が『関係ない人だから会わない』と言って出て来ない」と告げられ、袴田さんの75歳の誕生日だったこの日も、その顔を見ることはできませんでした(差し入れはボクシング雑誌2誌とバラの花束)。

面会が不首尾に終わった後、秀子さんは拘置所の担当職員から最近の袴田さんの健康状態について説明を受けましたが、それによれば特に心配するような状態ではないようです。

なお、この日は「3・10バースデー要請行動」の一環で佐藤吉仁東京拘置所長宛に支援6団体連名の要請書(16ページ参照)を提出しています。■

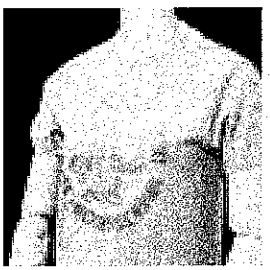
袴田巖再審支援Tシャツ通販サイト

(日本プロボクシング協会公認)

http://www.free-hakamada.com

支援Tシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会 袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。がんばれ！ Free Hakamada Now !!









元WBC世界フライ級王者・内藤大助選手、元WBA世界スーパーバンタム級王者・佐藤修氏

「袴田巖死刑囚救援議員連盟」ギレンニュース

共同代表・福田勇人

★ボクシング協会が横断幕贈呈★

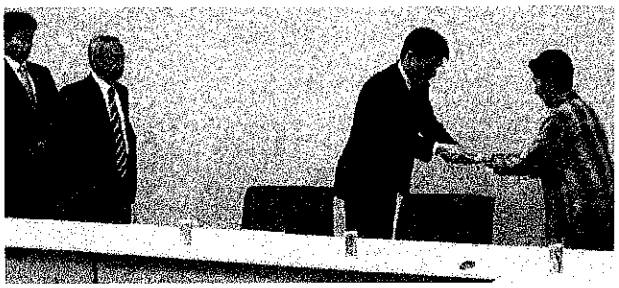
先月２日午後３時、日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会の新田渉世委員長と真部豊委員が袴田巖死刑囚救援議員連盟会長の牧野聖修衆院議員の国会事務所を訪問し、牧野会長に横断幕を贈呈しました！新田委員長から「議連の会合や記者会見用に」と贈呈された横断幕を受け取った牧野会長は、「以前からこういうものがあるといいと思っていたので大変ありがたい」と謝意を表しました。

牧野会長はかつて地元静岡のボクシングジムでセコンドを務めた経験があるほどのボクシング通で、新田委員長らとしばしボクシング談議に花を咲かせました。

牧野会長は、今年２月 11 日の朝日新聞報道で明らかになった、死刑囚への精神鑑定についても触れ、「袴田さんは心神喪失ではないという法務省の見解は我々の見解と違っている。拘置所の精神科医ではなく、外部の精神科医による鑑定を求めていきたい」と述べました。



議員会館に黒岩法務政務官を招く



黒岩政務官に精神鑑定の開示を求める巖さんの姉・秀子さん

★牧野会長らが黒岩大臣政務官に申入れ★

(以下は牧野聖修会長の HP から転載)

袴田巖氏の救済を目指し「3・10 バースデイ要請行動」に参加 [2011.3.10]

３月 10 日 (木)、袴田巖死刑囚の 75 歳の誕生日にあわせて開催された「3・10 バースデイ要請行動」に参加いたしました。

袴田さんは現在東京拘置所に収監されています。43 年余りの拘禁生活を余儀なくされ、拘禁障害に加え精神疾患に苦しんでいます。

私は一刻も早い再審の開始とあわせて、死刑の執行停止を求め、法務大臣への要請を継続しています。

また最近では、日弁連より袴田さんの死刑執行停止勧告も提出され、再審に向けた新たな動きも報告されています。

「3・10 要請行動」では、袴田巖さんの姉・秀子さんをはじめ、「袴田巖さんを支援する清水・静岡市民の会」、「浜松・袴田巖さんを救う会」、「無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会」、「袴田巖さんの再審を求める会」、「日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会」、アムネスティー・インターナショナルなどの支援団体が参加され、静岡地裁・静岡地検・東京拘置所に対し要請を行いました。

その後、議員会館に黒岩宇洋 (たかひろ) 法務大臣政務官を招き、「3・10 要請行動」に参加された団体の代表者の皆さんからそれぞれ要請を行いました。

「袴田巖さんの死刑執行の停止」はもとより、「再審請求に応えてほしい」、「精神鑑定の情報開示」、「未開示証拠の全面開示」等々、各代表者から切実な思いが伝えられました。

私はそうした声を国会に届けるべく、「袴田巖死刑囚救援議員連盟」の会長として、これからもなお一層、袴田さん救出への機運を高めて参ります。

★牧野会長が裁判官弾劾裁判所裁判長に就任★

袴田救援議連の牧野会長が今月１日、裁判官弾劾裁判所の裁判長に就任しました。

ご存知のとおり裁判官弾劾裁判所とは日本国憲法第64条１項「国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。」に基づき国会に設置された裁判所で、裁判官の身分にふさわしくない行為をしたり、職務上の義務に違反したとして、裁判官訴追委員会から、罷免の訴追を受けた裁判官を辞めさせるかどうか判断する裁判所です。

牧野会長は就任にあたり自身のHPで「裁判官訴追委員会の赤松広隆委員長とも連携して、現行の我が国の裁判制度を透明度の高い精度に掘り下げてゆきたいと思っています。裁判官の公正な裁判を求め厳粛に全力を傾注して参ります。」と述べています。

人権軽視の刑事司法の嘆かわしい現状を招いた責任は、何も警察や検察といった捜査当局だけにあるわけではありません。最高裁を頂点とする裁判所、つまり官僚化した裁判官による判例の積み重ねが捜査当局の“暴走”を許してきたのです。裁判官弾劾裁判所は、憲法の手厚い身分保証によってアンタッチャブルな存在になってしまっている裁判官に、我々市民の声を届けることのできるほとんど唯一の場所です。「とんでもない判断をした裁判官には法服を脱いでいただく」、市民に与えられた当然の権利を生かすも殺すも弾劾裁判所の働きにかかっています。牧野裁判長の活躍に期待しましょう！■

ニュース記事

袴田支援委が横断幕を贈呈

東日本ボクシング協会の袴田巖支援委員会が、超党派の国会議員で結成する「袴田巖死刑囚救援議員連盟」に、アピール活動などで使う横断幕を贈呈した。

支援委員会は議員連盟との連携を深め、袴田事件を国会の場でもっとアピールしてもらおうと、今回の横断幕贈呈を発案。委員会の新田渉世委員長と真部豊委員が３月２日、議員連盟の牧野聖修会長に面会して横断幕を手渡した。

事件のあった静岡県選出の牧野会長は「これまで法務大臣と３度面会し、袴田さんの死刑執行停止と医療機関への送致を強く求めてきた。このような横断幕をいただいて大変心強い。今後ともできる限りがんばっていきたい」と事件解決に向けて決意を新たにした。

元プロボクサーの袴田さんは1966年に強盗殺人容疑で逮捕され、裁判で死刑判決が確定。いまだ獄中から無罪を訴え続けるもかなわず、拘置所生活は今年で46年目を迎えた。３月10日で75歳となった袴田さんは、昨年７月を最後に新田委員長や親族の面会を拒んでおり、精神面を含めた健康状態が不安視されている。

事件は現在、第２次再審請求中で、昨年９月に検察側がこれまで提出していなかった証拠（捜査資料など）を開示したことから新たな局面に突入している。弁護側も捜査のねつ造を裏付ける新証拠などを次々に提出。再審の実現に向けて動きは活発化している。



ボクシングマガジン
2011年4月号より転載

3・10バースデイ要請行動報告

共同代表・福田勇人

2011年3月10日(火)、支援団体は袴田巖さんの75歳の誕生日に合わせて、「袴田巖さんの解放と再審・無罪を一日も早く勝ち取ろう!」というスローガンのもとに結集し、袴田秀子さんとともに静岡地裁・静岡地検・東京拘置所・法務省に対して要請を行いました!(16～20ページに関連記事)

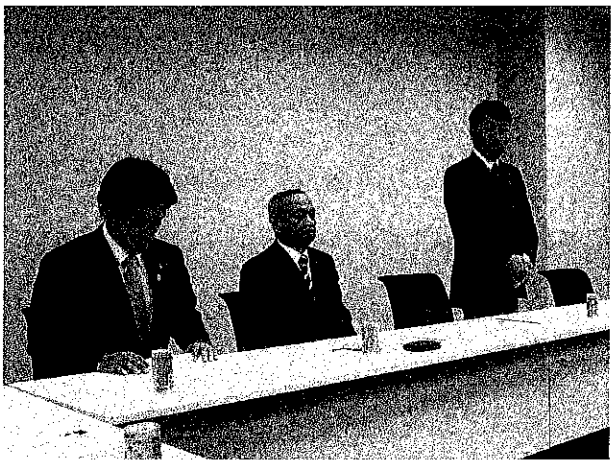


黒岩政務官に要請する支援団体関係者

午前中の地裁・地検要請は静岡の支援団体にお任せし、本会は午後の東京拘置所要請から合流しました。各所での要請趣旨は次のとおりですが、詳細は提出した要請書をご覧下さい(16～20ページ参照)。

静岡地裁:事実調べの実施、早期再審開始
静岡地検:全面証拠開示
東京拘置所:健康状態・診療情報の開示、専門的な医療機関での治療、支援者の面会交通の拡大
法務省:精神鑑定結果の保佐人への開示、死刑の執行停止、専門的な医療機関での治療の指揮

最後の法務省要請では江田大臣との面会は叶わなかったものの、袴田救援議連の牧野会長や浅野貴博衆院議員の尽力により、衆院第二議員会館内で黒岩宇洋法務大臣政務官と面会し秀子さんや我々の訴えを直接届けることができました。黒岩政務官からは「皆さんからの要請はきちんと江田大臣に伝える」旨の発言がありました。



左から浅野衆院議員、牧野衆院議員、黒岩法務大臣政務官

この法務省要請には袴田さんの支援団体のほかにアムネスティ・インターナショナル日本からの参加もあり独自に要請書を提出しました(19ページ参照)。アムネスティでは2年ほど前から英国支部を中心に積極的に袴田さんを支援していますが、今回ロンドンにある国際事務局が日本支部における袴田さんの支援活動にGOサインを出してくれたため、この日の要請参加が実現しました。これは、あまり当事国の個人を支援することのないアムネスティとしては画期的な出来事で、袴田さんのケースが国際的に見てもいかに深刻な人権侵害事案であるかを物語っています。

夜19時からは永田町の衆院第二議員会館前で、バースデイ要請行動の締めくくりとして「FREE HAKAMADA NOW 3・10国会前スタンディングアクション」が行われました(主催:FREE HAKAMADA NOWキャンドルナイト実行委員会/共催:アムネスティ日本)。

このイベントは、本会会員が中心となって立ち上げたFHNキャンドルナイト実行委がアムネスティ日本の協力を得て企画したもので、キャンドルの代わりにペンライトを使ってメッセージカップを灯し、袴田さんの誕生日を祝うとともに、袴田さんを救援したいと願う市民が国会前で声を上げ、一日も早い再審開始と解放を実現させること

を目的に開催しました。

当夜は、寒さ厳しい中、十分な告知ができなかったにもかかわらず約 40 名の方が参加してくれました。また浅野貴博・石川知裕・田城郁・服部良一・福島瑞穂・牧野聖修・村越祐民各議員に加え、保坂展人元議員からもメッセージが寄せられ、すべてメガホンで読み上げました (14、15 ページ参照。無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会会報「キラキラ星通信」の添付資料から転載)。そして驚いたことに、社民党党首の福島瑞穂議員が多忙の中駆けつけてくれ、袴田さんの早期解放のために引き続き努力することを約束してくれました。

その後各支援団体からアピールがあり、複雑な思いでハッピーバースデーの歌をみんなで歌い、袴田秀子さんの挨拶でイベントは無事に終了しました。俄仕立ての拙いイベントでしたが、我々の想いが獄中の袴田さんに届くことを願うばかりです。イベントに参加してくれた方々にはあらためてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました！

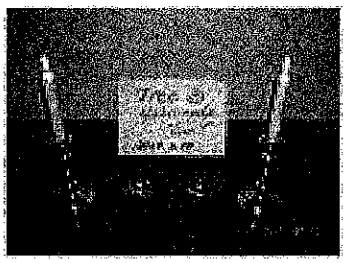
FHN キャンドルナイト実行委では、現在ネットを利用したフォトアクションも実施しています。詳しくは下記WEBサイトをご覧下さい。なお、フォトアクションの実施期間は当初３月末までとしていましたが、東日本大震災の影響を考慮し、今月末まで延長することにしましたので皆さん是非ご協力を！■



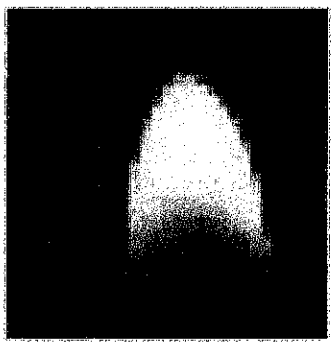
議員会館前で行われたスタンディングアクション

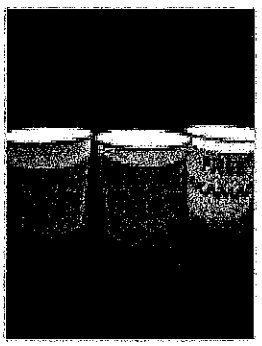


FHN キャンドルナイト実行委の HP:
http://freehakamadanow.blogspot.com/



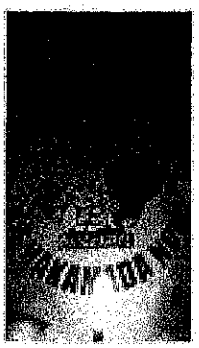
























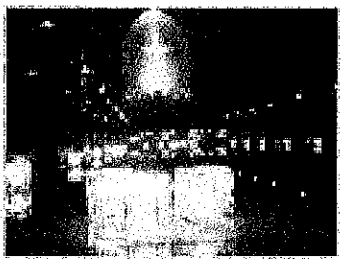






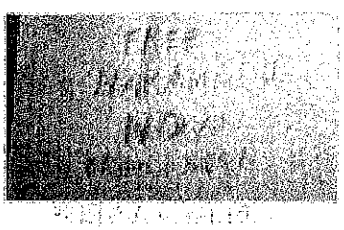












Free Hakamada Candle Fight

3・10バースデー・キャンドルナイトにお寄せいただいたメッセージ

ご参加の皆様へ

無実の袴田「死刑囚」救援を目的に、六十名余りの国会議員が名を連ねて議員連盟が結成されております。

四十五年間に及ぶ拘束は、袴田さんを拘禁障害へ追い込んでいます。深刻な精神疾患が彼を苦しめています。

私たちは法務大臣に対し、再三再四袴田さんの死刑執行停止を求めてまいりました。この活動は今後も継続して実施して参ります。

袴田事件に関して各方面から冤罪であると指摘されております。最近になって無実である「死刑囚」が再審を勝ち取り、晴れて無実を勝ち取られております。

先日には日弁連からも死刑執行停止の勧告が出されております。袴田さん支援の輪を大きくして再審の機運を盛り上げて参りましょう。

私は、各方面の支援者の皆様、弁護団、国会議員、そしてここにお集まりの皆さんと共に、手を携え袴田さんの救援に全力をあげて参ります。

二〇一〇年三月一〇日

衆議院議員
袴田巌死刑囚救援議員連盟会長
牧野　聖修

袴田さんの釈放と名誉回復に向けた、皆様の長きにわたるご尽力に心より敬意を表します。

今般、牧野聖修先生よりご縁を頂き、袴田巌死刑囚救援議員連盟の事務局長を拝命いたしました。

本日は、従前からの公務の都合で出席がかなわないことを大変申し訳なく思っております。

現在の状況の袴田さんの身柄を拘束し続けることには、何ら合理性がないばかりか、人道に対する罪であるといえます。一人の国会議員として、袴田さんの再審の開始と一刻も早い釈放、治療の開始に向けて、今後も全力で取り組んで参る所存です。

衆議院議員　村越祐民

袴田巌さん！　75才の誕生日おめでとうございます。
45年の長きにわたる期間、不当な投獄をされ苦しまれてきた袴田さんが一日も早く自由の身となられることを心より望みます。

先日、死刑廃止議員連盟の顧問として亀井静香会長と江田五月法務大臣にお会いした時、東京拘置所での袴田さんの実情を伝え、ぜひ大臣が直接に会い適切な治療を開始するように強く要請しました。

また一日も早く再審の扉を開き元気で袴田さんを取り戻すまで、皆さんと力をあわせます。頑張りましょう！

前衆議院議員　保坂展人
2011.3.10

みなさんこんにちは。社民党党首　福島みずほです。

日頃から、皆さんが袴田巌さんの救援活動に懸命に努力されていることに、心から敬意を表します。

袴田さんが拘置所の中で、心を病んでいることはお姉様や面会した保坂議員からお聞きしており、本当に心を痛めています。千葉法務大臣の時代に、心神耗弱による執行停止できないかと皆さんと一緒に要請しましたが叶わず、今、江田法務大臣にそれを真剣に健闘してもらいたいと思っています。

そして、根本的な問題は、無罪の獲得です。冤罪を晴らして、一日も早く私たちの手元に袴田さんを取り戻すために、裁判での闘いを一層強力に進めて行きましょう。私も、国会議員として、そして弁護士として、皆さんと力を合わせて行きたいと思っています。

今日の行動が、袴田さんを勇気づけ、私たちの活動がパワーアップすることを祈って、私からの連帯の挨拶とさせていただきます。今後もがんばっていきましょう。

2011年3月9日
社民党　党首　福島みずほ

ご参加の皆さまに、連帯のご挨拶を申し上げます。

袴田巖さんが投獄されて45年、今日で75歳の誕生日を迎えられるとお聞きし、袴田さんの失われた時間の重さをひしひしと感じております。

私は袴田巖救援議員連盟のメンバーです。静岡地裁にあてた再審開始を求める嘆願書にも署名しました。19日間に及ぶ自白の強要、不十分な証拠、どの点から見ても犯人を立証する裏付けにはならず、むしろ犯人のでっち上げというべきもので、袴田さんの無実は明らかであると私は信じております。獄中から無実を叫び続けてきた袴田さんの勇気を、私は深く尊敬しております。冤罪は絶対に許してはなりませんし、そのためにも取り調べの可視化を一日も早く実現しなければなりません。

最後になりましたが、袴田さんの無罪が一刻も早く確定することをご祈念申し上げます。

共に闘い共に勝利しましょう！

2011年3月10日

衆議院議員　服部良一

お集まりの皆様、新党大地代表の浅野貴博です。

袴田さんは本日、七十五歳の誕生日を迎えられました。袴田さんは、長年に渡る警察、検察の不当な取調べ、非人道的な拘留により、精神的にも肉体的にも極限に追い詰められています。袴田さんは無実です。私も強くそう信じています。新党大地は、弱い立場の人に光を当て、権力の横暴に打ちひしがれた人に希望を与えるために活動する政党です。袴田さんの再審と一日も早い解放、そして冤罪の撲滅を強く願う皆様の思いを、私も共有し、国会議員の一人として、真に公正で公平な社会を作るべく、活動して参ることをお誓い申し上げます。

平成二十三年三月十日

新党大地代表代行・衆議院議員　浅野貴博

本日、袴田さんを支援するためお集まりの皆様に激励申し上げます。

袴田さんは45年の長期にわたり身柄を拘束され、また冤罪にもかかわらず死刑判決を受け厳しい精神状態で過ごしておられます。そのような中、みなさまのこうした活動の１つ１つが、袴田さんの励ましに繋がることはいうまでもありません。

私も、本日お集まりのみなさまと同じように、袴田さんの公正な再審、一刻も早い解放を願っております。

本日のご盛会を祈念申し上げ、メッセージとさせて頂きます。

2011年3月10日

衆議院議員

石川ともひろ

お集まりのみなさん、ご苦労様です。

今日は袴田巖さんの誕生日と伺いました。せっかくの誕生日にもかかわらず、主人公の袴田さんとともに、拘束から解かれた自由な中で祝うことができないのは本当に残念なことです。

しかし私たちの気持ちが、必ずや天に通じ、私たちの祝福の気持ちが袴田さんご自身に伝わることを願ってやみません。

袴田さんのご苦労に比べれば小さいものかもしれませんが、私の出身母体であるＪＲ総連の７名の仲間たちも「えん罪・ＪＲ浦和電車区事件」で警察によってでっちあげられた冤罪事件によって苦しんでおります。

冤罪は決して起こしてはいけないものであり、罪を着せられた人の一生は取り返しのつかないものになってしまいます。

国会議員のひとりとして、この日本から過去・現在・未来永劫に冤罪というものがなくなるよう、警察や検察の取り調べの際の全面可視化の実現をはじめ、あらゆる施策を採るよう、国に対して働きかけてゆく決意です。

今後とも手を携え、袴田さんの冤罪をはらすために、あらゆる知恵を持ち寄り、最後の最後まで共に闘いましょう。

二〇一〇年三月十日

参議院議員

田城　郁

※ 14,15 ページは無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会会報「キラキラ星通信」の添付資料より転載

2011年3月10日

静岡地方裁判所
原田　保孝　裁判長　殿

要　請　書

3月10日袴田巖さんの生誕日にて

袴田巖さんは本日75歳の誕生日を迎えました。1966年8月18日に逮捕されて以来、45年という気の遠くなるような歳月が過ぎ去ろうとしています。死刑確定から30年が経過した現在も身体を拘束され続け、袴田巖さんの人格は破壊されてしまいました。死刑執行に対する恐怖に日々晒された結果、心神喪失状態に陥っていることは複数の精神科医も認めています。

袴田巖さんは無実です。これまで弁護団から提出された数々の新証拠を真摯に検証すれば、それは既に証明されています。

去る2月25日に検察側から開示された、犯行着衣とされたズボンの生地サンプルにはB色と表示があり、このズボンを縫製した業者も、「当時、B記号は色の識別である」と証言しています。しかし、検察官は公判ではBをサイズの表示と主張しました。信じがたいことに、B表示が色の識別であることを知りながら事実とは異なる主張をしていたのです。これは明らかに検察の犯罪行為であり怒りを禁じ得ません。

21世紀となった今日なお、重大事件の冤罪が次々明らかになり、検事による証拠の捏造事件も暴露され、司法の信頼が大きく揺らいでいます。いま司法関係の各機関は国民の信頼を取り戻すための最大の努力が求められ、過去の過ちを正すことが急務であると思います。

本日75歳を迎えた袴田巖さんに残された命の時間はわずかです。そして、45年に及ぶ獄中の苦しみを思うと、とても誕生日のお祝いの言葉はかけられません。どうか一日も早く「おめでとう」と言える日が来ることを切に望みます。

私たちは日本の司法が信頼を取り戻すことを願い、無実の死刑囚袴田巖さんの救出を強く願い、貴殿に以下のことを要請します。特に袴田巖さんの年齢および心身の疾患に配慮し、速やかな対応を求めます。

1．未開示証拠を全て開示するよう検事に勧告することを求めます。
2．弁護団からの証人申請を全て認め、速やかに実施することを求めます。
3．新証拠を真摯に検証し一日も早い再審の開始を求めます。

浜松・袴田巖さんを救う会　会長　渥美邦夫
袴田巖さんを救援する静岡県民の会　代表　鈴木　昇
袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会　代表　楳田民夫
無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会　代表　門間正輝
袴田巖さんの再審を求める会　共同代表　福田勇人
日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会　委員長　新田渉世

静岡地方検察庁　　2011年3月10日
林　享男　検事　殿

要　請　書

3月１０日袴田巖さんの生誕日にて

袴田巖さんは1966年8月18日に逮捕されてから44年が過ぎ、本日75歳の誕生日を迎えました。死刑確定から30年が経過、拘留されていなければ死刑の時効が成立するという、あまりに長い歳月が流れました。袴田さんは日々の死刑に対する恐怖に晒された為か、現在心神喪失となり面会もままならない状態に置かれています。

袴田巖さんは無実です。これまで弁護団から提出された数々の新証拠を真摯に検証すれば無実の根拠は既に証明されていると考えます。去る２月２５日、弁護団の求めに応じ貴職が開示した、犯行着衣とされたズボンの生地サンプルにはＢ色と表示があり、このズボンを縫製した業者も、“当時Ｂ記号は色の識別である”と証言しています。しかしながら、公判で検察はＢをサイズの表示と主張しました。Ｂ表示が色の識別である事を知りながら事実とは異なる主張するということは明らかに検察の犯罪行為と言わざるを得ません。信じがたい事であり怒りを禁じ得ません。

21世紀となった今日なお重大事件の冤罪が次々明らかになり、検事による証拠の捏造事件も暴露され司法の信頼が大きく揺らいでいます。いま司法関係の各機関は国民の信頼を取り戻すための最大の努力が求められ、過去の過ちを正すことが急務です。袴田巖さんは75歳、残された命の時間はわずかです。

今日は袴田巖さんの誕生日ですが、獄中の苦しみを思うと、とてもお祝いの言葉はかけられません。どうか一日も早く「おめでとう」言える日が来ることを切に望みます。

私たちは日本の司法が信頼を取り戻す事を願い、無実の死刑囚袴田巖さんの救出を強く願い、貴職に以下を要請します。特に証拠を全面開示しないことは検察に不利な証拠を隠し持っていると国民一般は受け止める事を十分考慮して下さい。

１．未開示証拠を速やかに全面開示することを求めます。
２．弁護団や裁判官の事実究明に反対しないことを求めます。
３．新証拠を真摯に検証し一日も早い再審の開始を求めます。

浜松・袴田巖さんを救う会　会長　渥美邦夫
袴田巖さんを救援する静岡県民の会　代表　鈴木　昇
袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会　代表　榛田民夫
無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会　代表　門間正輝
袴田巖さんの再審を求める会　共同代表　福田勇人
日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会　委員長　新田渉世

2011年3月10日

佐藤　吉仁　東京拘置所長　殿

要　請　書

3月10日袴田巖さんの生誕日にて

袴田巖さんは1966年8月に逮捕され、すでに44年が経過しました。そして、本日75歳の誕生日を迎えました。昨年12月には死刑確定から30年という信じられないほどの長い歳月が経過し、その間、死刑執行に対する恐怖に晒された生活を日々強制され続けたことになります。

初公判以来半世紀に及び一貫して無実を叫び続ける袴田巖さんを国家権力は拘束し続け、死刑執行の恐怖を与え続けました。その結果、袴田巖さんの精神は蝕まれ、人間であることの尊厳すら奪われてしまいました。

袴田巖さんが無実であることは、これまで弁護団から提出された数々の新証拠を真摯に検証すれば既に証明されているはずです。

また、第二次再審請求の過程で初めて開示された証拠によって、検察官が故意に事実や証言をねじ曲げ、事実と異なる主張を行っていたことも明らかになっています。

獄中44年を経過した袴田巖さんにとって、残された時間はわずかしかありません。今日は袴田巖さんの誕生日ですが、獄中の苦しみを思うと、とてもお祝いの言葉はかけられません。一日も早く「おめでとう」と言える日が来ることを切に望みます。

実の姉や弁護人・支援者との面会すら拒否するほど精神状態が悪化し、認知症も発症している袴田巖さんには適切な医療措置が不可欠です。よって私たちは貴殿に以下の事項を要請致します。

1．　袴田巖さんの心身両面の健康状態と貴拘置所での診療内容の詳細を保佐人および保佐人指定の医療専門家に定期的に報告する事を求めます。
2．　袴田巖さんを貴拘置所以外の専門的な医療機関へ移送し適切な治療を行うことを求めます。
3．　袴田巖さんとの面会人の拡大や交代などを速やかに認めて頂くことを求めます。

浜松・袴田巖さんを救う会　会長　澁美邦夫
袴田巖さんを救援する静岡県民の会　代表　鈴木　昇
袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会　代表　樋田民夫
無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会　代表　門間正輝
袴田巖さんの再審を求める会　共同代表　福田勇
日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会　委員長　新田渉世

2011年3月10日

法務大臣　江田　五月　殿

要　請　書

3月10日袴田巖さんの誕生日にて

袴田巖さんは1966年8月18日に逮捕されて以来約45年、いわれなき罪によって自由を奪われ続け、今日3月10日、75歳の誕生日を一人獄中で迎えました。そして1980年12月に死刑が確定してから30年以上、日々死刑執行の恐怖に晒され続けた結果、袴田巖さんの精神は蝕まれてしまったのです。これが如何に非人道的なことであるか、法律家である貴殿には容易に理解できるはずです。

袴田巖さんは無実です。明らかに誤った裁判の犠牲者です。貴殿もご存じのとおり、袴田巖さんは初公判以来一貫して無実を主張し、一審静岡地裁の元裁判官の一人も評議で無罪を主張したと告白しています。袴田巖さんが無実であることは、これまでの裁判の過程で弁護団が提出した証拠からも明らかです。

21世紀となった今日もなお、重大事件の冤罪が次々と明らかになり、検事による証拠の捏造さえ暴露されました。司法の信頼が大きく揺らいでいる今、司法関係の各機関には国民の信頼を取り戻すための最大限の努力が求められ、過去の過ちを正すことが急務となっています。袴田巖さんに残された時間はわずかしかないのです。

今日は袴田巖さんの誕生日です。しかし獄中の袴田巖さんの苦しみを思うと、私たちは心から祝福することなどできません。一日も早く「おめでとう」と言える日が来ることを切に望み、国民の人権擁護に責任を持つ貴殿に対し、以下の要請を致します。

1　千葉元法務大臣の指示によって実施された死刑囚への精神鑑定のうち、袴田巖さんの鑑定結果を保佐人の袴田ひで子さんに開示することを求めます。
2　刑事訴訟法479条に基づき速やかに死刑執行停止命令を発することを求めます。
3　拘置所外部の医療機関に移送し適切な治療を施すよう東京拘置所長に指示することを求めます。
4　袴田巖さんの心身の健康状態と診療内容の詳細を保佐人および保佐人を補佐する医療専門家に定期的に報告するよう東京拘置所長に指示することを求めます。

浜松・袴田巖さんを救う会　会長　渥美邦夫
袴田巖さんを救援する静岡県民の会　代表　鈴木　卓
袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会　代表　袴田民夫
無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会　代表　門間正輝
袴田巖さんの再審を求める会　共同代表　福田勇人
日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会　委員長　新田渉世

2011年3月10日

法務大臣
　江田　五月　殿

袴田巌　保佐人
袴田ひで子

精神鑑定結果の情報開示につて

弟　袴田巌はきょう75歳の誕生日を迎えました。ところが、はたして今日の誕生日を本人は受け止めることが出来ているのでしょうか。

それは、45年という長期間しかも死刑執行の恐怖と背中合わせの日々を強いられ、拘禁反応を来たし、さらには拘置所側から「認知症」の疑いがあるとの説明を受け、健康状態への深刻な危機感を抱いているからです。

さて、弟巌の人権救済申し立てに対して、本年1月27日付による日本弁護士連合会から法務大臣あての勧告書では「刑訴法479条1項にいう心神喪失の状態にあると認められる」として「死刑の執行を停止し、刑事施設外の病院への入院により治療を受けさせるよう」との明確な勧告が行われました。

また、「法務省は昨年夏、収監中の全死刑囚のうち精神的に不安定な死刑囚の精神鑑定を実施し、拘禁反応を疑われる死刑囚が数人判明した」との報道を知りました。

巌との面会は昨年8月以降本人が「会いたくない」「出たくない」という理由等で拒まれ続けています。

このことは、前記報道で触れられている精神鑑定が行われた時期と重なるもので、巌の面会拒否の行動はこの時期に行われた精神鑑定が影響しているのではないかと、思わざるを得ません。

したがって、昨年夏に実施されたとされる精神鑑定の以下の事項について、4月10日までに文書による情報開示を行うよう要請します。

記

1　精神鑑定を行った日時、場所について
2　精神鑑定結果について
3　治療の必要性について

AMNESTY INTERNATIONAL
アムネスティ・インターナショナル日本

国際事務局：袴田巌さんの死刑の執行を停止し、死刑囚監房から解放するよう求める

アムネスティ・インターナショナルおよび死刑に反対するアジアネットワーク (ADPAN) は、法務大臣に対し、刑事訴訟法 479 条に基づき、袴田巌さんの死刑の執行を停止し、死刑囚監房から彼の身柄を移すよう要請する。刑事訴訟法 479 条は、精神障がいに苦しんでいることが判明した者について、死刑の執行を停止することを規定している。

3 月 10 日に 75 歳の誕生日を迎える袴田巌さんは、1968 年以降、死刑囚として投獄されている。彼は、1966 年に彼が勤務していた工場の専務とその妻、および子ども二人が殺害された事件で罪を問われ、不公正な裁判によって死刑判決を受けた。

彼の死刑判決が確定してから数カ月後、彼の行動や思考に、深刻な精神障がいの兆候が現れはじめた。拘置所当局は、彼の家族や弁護士にさえ彼の医療記録を明らかにすることを拒否している。袴田さんは依然として、深刻な精神障がいに苦しんでいる。

袴田さんは、弁護士の立ち会いがないまま、20 日間に渡って警察による取調べを受け、その後に自白した。後に彼は、取調べ中に暴力と脅迫を受けたと証言し、自白を撤回した。袴田さんに死刑判決を下した第一審の裁判官の一人である熊本典道さんは、袴田さんが無実であると確信していたが、合議によって死刑判決となったことを 2007 年に公表した。

数ヶ月前に袴田さんと面会した人物によると、袴田さんが「戸惑い、混乱して取りとめのない」様子に見えたという。袴田さんは、高血圧の症状に対する服薬を拒否しているとの情報 があり、糖尿病も患っている。

彼の弁護団、家族そして支援者たちは、袴田さんの死刑の執行停止と釈放を求めている。また、彼らは再審も請求している。この再審請求は、彼を有罪とする証拠の信頼性に対する懸念に基づくものである。日本においては 1975 年以降、死刑判決が減刑されたことはない。

アムネスティはさらに、日本政府に対し、精神障がいの可能性を示す確かな証拠があり、刑訴法 479 条の対象に含まれる可能性がある全事件について、ただちに独立した調査を行うよう要請する。

日本では死刑執行は絞首により、通常秘密裏におこなわれる。死刑確定者は、執行されることを当日の朝に知らされ、その家族に対しては執行後に告知されるのみである。

このことは、死刑確定者がつねに執行の恐怖に怯えながら暮らしていることを意味する。何年、何十年もこうした暮らしを続けるうちに、「うつ」状態となり、精神障がいの症状を示す 死刑囚もいる。

死刑は生きる権利の侵害であり、アムネスティはあらゆる死刑に対して、犯罪の種類や、犯罪者の特徴、国家が処刑に用いる方法に関わらず、例外なく反対する。アムネスティは日本政府に対し、死刑廃止に向けた第一歩として、直ちにすべての死刑囚を減刑し、公式に死刑の執行を停止するよう求める。

死刑に反対するアジアネットワーク (ADPAN) は、アジア太平洋地域の 23 カ国から、50 以上の NGO、弁護士、ジャーナリスト、人権擁護活動家らによって構成される地域ネットワークである。ADPAN は、アジア太平洋地域のすべての国家において死刑の廃止を目指すキャンペーンを行っている。千葉景子元法相によって設置された「死刑の在り方についての勉強会」は、現在の江田法相の下でも活動を続けているが、結論を出す時期は明らかにされていない。

アムネスティ・インターナショナル日本
2011 年 3 月 10 日

Copyright (C) 2011 AMNESTY INTERNATIONAL JAPAN
このニュース記事が掲載されているＵＲＬ：/modules/news/article.php?storyid=930

特別寄稿 オピニオン

証拠開示が進むほど明らかになるのは ～袴田事件から考える

どん・わんたろう

シャツやブリーフといった衣類を１年２カ月の間、味噌に漬けるとどう変化するか。そんな実験にここ数年、まじめに取り組んできた人たちがいる。1966年に静岡県で一家４人が殺害された「袴田事件」の犯人とされた元プロボクサー・袴田巌死刑囚(74)の支援団体である。

袴田死刑囚は公判で一貫して無実を訴えたが、80年に最高裁は死刑を確定させた。第１次の再審請求も2008年に最高裁で退けられた。大きな根拠が、事件発生の１年２カ月も後になって現場の味噌工場の味噌樽の中から見つかった「5点の衣類」だった。血の付いたシャツやズボン、ブリーフなどは袴田死刑囚のものとされ、犯行時の着衣と認定された。

そもそも袴田死刑囚の「自白」では、パジャマで犯行に及んでいたはずだった。「5点の衣類」が公判の途中で捜査側に都合良く見つかった経緯からして、かなり怪しい。衣類が１年２カ月も味噌に漬かっていたものではないこと、すなわち捜査機関によってねつ造された可能性のあることが明らかになれば、再審の扉が開かれる。そう考えた支援団体「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」によって実施されたのが、味噌漬け実験だった。

シャツやブリーフ、ステテコなど「5点の衣類」とほぼ同じサイズ・素材のものを準備し、着用～洗濯～自然乾燥を５回繰り返した後に使用した。味噌は、公判記録の成分表に基づいて原材料から仕込んだ。衣類に付ける血液はメンバーから採血し、血を付けてから味噌に漬けるまでの時間を１時間、１日、18日と分ける念の入れようである。

実験の結果、白色のシャツやステテコは、味噌とほぼ同じ色にムラなく一様に染まっていた。緑色や青色の衣類は味噌よりも濃い黒に近い色になり、元の色は判別不可能になった。血液を付けた場所も黒に近い色で、血液の赤みは完全に消失していた。

これに対して、「5点の衣類」が発見された当時の実況見分調書の記述では、シャツやステテコは「薄茶色」だった。弁護団によると、鑑定書の写真で見ても着色の度合いが薄く、濃淡にムラがあるという。緑色のブリーフも、調書には「グリーン色がはっきり認められ」と書かれている。血液部分については、鑑定書の写真には赤みが残っており、調書にも「濃赤褐色」「黄褐色や亜淡赤褐色」と表現されていた。

折しも、静岡地裁に起こした第２次再審請求の三者協議で、検察が昨年９月と12月に証拠の一部を開示した。袴田事件では初めてのことだそうで、弁護団が「今まで見たこともないもの」も含まれている。１月23日に静岡市で開かれた集会で、弁護団が一部を公開した。

証拠開示された中に、味噌樽から発見された直後の緑色ブリーフの写真があった。私たちが見ても生地の緑色がはっきり識別でき、付着している血液の赤みも分かる。味噌漬け実験後の衣類に比べると、１年以上も味噌に漬かっていたとは思えないほど生地の色がきれいに残っている。支援団体によると、20分も味噌に漬ければ「5点の衣類」に類似した状態を作り出せるそうだ。発見される少し前に味噌樽に入れられた可能性を否定できなくなった。

証拠開示によって浮かび上がった疑問点は、ほかにもある。「5点の衣類」のズボンが、公判で袴田死刑囚には小さくてはけなかったことを、ご存じの方もいるかもしれない。弁護団は繊維鑑定

も実施して「もともと小さいサイズだった」と主張してきたが、裁判所は検察の「味噌で縮んだ」という主張を採用した。その根拠の一つが「B4」と書かれたズボンのタグだった。「B」は大きなサイズを示すというわけだ。ところが、開示された調書の中に「『B』は色を示す」というズボンメーカーの証言があった。

このズボンが袴田死刑囚のものと断定された決め手は、実家から見つかった端切れだった。両者が一致するとされたのだ。これについても開示された調書から、同じ布のサンプルを警察が事前に入手していたことが分かった。つまり、「発見」直前に実家のタンスに仕込んだ疑惑が改めて浮上してきた。

集会では、強盗殺人罪で無期懲役が確定し、仮出所後に再審が認められた「布川事件」の桜井昌司さんの講演もあった。検察の証拠開示をきっかけに冤罪の証明を積み重ねていった桜井さんは、３月の再審判決を前に「証拠はそもそも公のもの。隠されたからこうなった。出させれば絶対勝つ」と強調した。言葉に説得力があった。

刑事訴訟法は、起訴するかしないかを検察の裁量に委ねる「起訴便宜主義」を取っている。法解釈や情状、社会状況などを総合して決めるという理屈は理解できるにしても、起訴に疑問が生じた場合には、有利・不利を問わず、集めた証拠をすべて開示するのは当然のことだろう。市民が参加する裁判員裁判の時代にあって、正しい判決の前提として公平な情報提供が不可欠なのだから。

30歳で逮捕された袴田死刑囚は、まもなく75歳になる。長期間の拘禁による精神障害に加え、最近は認知症と糖尿病を患っているようだ。昨年７月以降は姉との面会にも応じておらず、拘置所で十分な医療を受けられているかどうかを含めて、様子が分からないという。時間がない。弁護団や支援団体の要求に応え、検察はただちに証拠を全面開示すべきだろう。

もう一つ。検察の主張を鵜呑みにして死刑判決を出し、最初の再審請求をあっさりはねのけた職業裁判官には、もはや任せておけまい。桜井さんも「証拠開示しない検察を許してきたのは裁判官。痛みや苦しみが全くわからない」と強く批判していた。袴田事件に限らず、再審をするかどうかは裁判員が決めてはどうか。過去の経緯にとらわれない白紙の立場で、市民感覚をもって判断することが何より求められている。

ここまで明らかな「おかしさ」がありながら、なぜ再審の扉が開かれないままここまで来てしまったのか。

裁判員制度の根拠ともされる「市民感覚」は、「死刑か懲役か」を決めるときよりもむしろ、こうしたケースにこそ求められるのでは？と思います。

「マガジン９：http://www.magazine9.jp/」より、どんわんたろうさんの許可を得て掲載しました。どんわんたろうさん、ありがとうございました！■

マガジン９
http://www.magazine9.jp/



袴田事件調書「ズボンの記号『B』は色」

確定判決「サイズ誤認」

弁護団あす陳述書を提出

再審請求中の「袴田事件」で袴田巌死刑囚(74)の有罪の証拠とされたズボンを巡り、確定判決がサイズの認定を誤った可能性を示す捜査記録が存在することがわかった。ズボンの製造会社に勤めていた男性（現在70代）らの調書で、検察側が一部開示した証拠の中から、事件45年で初めて弁護団が見つけた。弁護団は「ズボンは捜査で捏造された証拠」と主張しており、25日に静岡地裁である3者協議に陳述書を提出する。

一家4人が殺害された同事件は66年6月に静岡県旧清水市（静岡市清水区）で発生。県警は67年8月、袴田死刑囚が働いていたみそ製造会社のタンク内から、血のついたズボンなど衣類5点を発見したとされる。

弁護団関係者によると調書は、事件時の袴田死刑囚の着衣とされたズボンの胴回りは判決の認定より小さく、袴田死刑囚にはもともと「はけないズボン」だった可能性を示している。調書で男性は、ズボンの布端にあった「B」という記号に関し「ズボンの色だ」と説明。弁護団が今年に入って会った際も、男性は「『B』をサイズととらえて主張した当時の検察は誤っている」と明言したという。

また、同社の下請け業者が実物を見て、ズボンのサイズは「Y」（胴回り73～74㌢）と説明した調書もあった。当時の袴田死刑囚の胴回りは、これを超す約76㌢だったとみられる。

ズボンの胴回りは71年の2審公判時は約73㌢で、法廷で検証した際、小さすぎて袴田死刑囚ははけなかった。だが確定判決は検察側主張に沿って「『B』はサイズを示し、元々の胴回りは約80㌢。タンクにつかるなどして事件後に生地が縮んだ。事件時は袴田死刑囚も着用できた」と認定している。

【竹地広憲】



袴田事件弁護団の活動について説明する岡島弁護士㊧＝浜松市浜北区で

精神鑑定結果に疑問

袴田さん支援　浜北区で集会　弁護人が現状報告

袴田事件を支援する「浜松 袴田巌さんを救う会」（渥美邦夫会長）は十三日、幼少期の同級生らがいる浜松市浜北区の中瀬公民館で「袴田巌さんは無実だ 二・一三浜北集会」を開いた。

再審請求にかかわる岡島順治弁護士が現状を報告。新たな証拠開示と再審開始を求めることや、千葉景子元法務相の指示で法務省が死刑囚の精神鑑定をした結果、袴田死刑囚について熟行停止の必要性がないと判断したという報道について「弁護人から見れば、心神喪失の状態。どういうことか鑑定の記録を取り寄せたい」と疑問を呈した。

集会では二〇一〇年公開の映画「BOX 袴田事件 命とは」を上映した。裁判を担当した元裁判官で、当時無実と確証があったのに裁判長の反対で死刑判決を書かざるを得なかった、という事実を〇七年に明らかにした熊本典道氏の視点で、事件をめぐる苦悩を描いた物語。県内の支援者ら約四十人は真剣に見入った。（柴田久美子）

㊧中日新聞 2011年2月15日
㊦静岡新聞 2011年2月15日
㊨毎日新聞夕刊 2011年2月24日

再審請求の状況報告

袴田事件支援者　浜松で集会

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、第2次再審請求中の元プロボクサー袴田巌死刑囚(74)を支援する「浜松・袴田巌さんを救う会」（渥美邦夫会長）は13日、浜松市浜北区中瀬の中瀬公民館で集会を開き、袴田事件弁護団の岡島順治弁護士が再審請求の状況を報告した。

支援者ら約40人が参加した。岡島弁護士は検察側の証拠開示が進んでいることについて「未開示の証拠の中に無罪の証拠が必ず残っている」と指摘し、「『5点の衣類』の捜査側によるねつ造の可能性と、ズボンの布のサンプル品が証拠に流用された可能性を主張していく」と今後の方針を示した。袴田事件を扱った映画も上映され、参加者の一人が「千人分の署名と併せ、袴田死刑囚が75歳を迎えるまでに3月中にも静岡地裁に提出する」という。



再審請求の状況について報告する岡島弁護士（奥）＝13日午後、浜松市浜北区中瀬の中瀬公民館

「ズボン『B』サイズでなく色」

「誤認」巡り証言

袴田事件再審請求　きょう三者協議

旧清水市（現静岡市清水区）で一家4人が殺された「袴田事件」で死刑が確定した元プロボクサー袴田巌死刑囚(74)の第2次再審請求をめぐり、有罪の証拠とされたズボンのサイズ認定が誤っている可能性を示す関係者の供述があったことがわかった。検察側が昨年開示した証拠から弁護側が見つけたもので、これまで明らかにされていなかった。弁護側は「袴田死刑囚がもともとズボンをはけなかった可能性を示す」と主張している。

一審公判中にみそタンクから血痕のついたズボンなど5点の衣服が見つかり、判決で有罪の有力証拠とされた。弁護側によると、今回見つかった供述は、当時、このズボンを製造した業者の役員だった男性のもの。判決で、ズボンにあった「B」という表記はサイズと認定され、袴田死刑囚はズボンがはけたとされた。ところが、検察側の調書に、男性が「色欄のBはB色を意味する」という証言があった。

この調書は昨年9月の証拠開示請求で検察側が開示するまで表に出ておらず、裁判でも示されていなかった。

弁護側は今年1月末、改めて供述した男性を訪ねたところ、男性は「Bは色を示す」と明言。ズボンのサイズは別表記で示されていて、判決で認定されたサイズより小さく、袴田死刑囚がはけなかった可能性があるという。

弁護側は「Bという表示があたかも寸法を示す表示であるかのように、検察官にすり替えられてしまった」と主張。25日の静岡地裁、検察、弁護団による三者協議で、改めて男性の証言を供述調書として提出する予定だ。

朝日新聞静岡版
2011年2月25日

「偽装工作疑念深まる」

袴田事件三者協議　検察側証拠開示受け弁護側

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年6月、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、無実を訴えている袴田巌死刑囚(74)の第2次再審請求をめぐる静岡地裁、静岡地検、弁護団による6回目の3者協議が25日午前、同地裁で行われた。検察側は、犯行着衣とされるズボンの生地サンプルなど、弁護団が開示を求めていた16点を新たに提出した。

弁護団によると、これまでに開示された証拠から、ズボンと同じ素材の端切れが袴田死刑囚の実家から見つかった直前と直後の2回、捜査員が製造元から生地サンプルを入手したことが分かっている。

今回開示されたのは、捜査員が端切れ発見の6日後に取り寄せた生地サンプル。弁護団は端切れ発見の8日前に取り寄せたもう一つの生地サンプルについても開示するよう求めた。これに対し、検察側は3者協議で、もう一方の生地サンプルは「見つけられなかった」と回答したという。

3者協議後の会見で、弁護団の小川秀世弁護士は「証拠の偽装工作とみていたが、疑念はますます深まった」と述べた。

また弁護団は、事実調べ請求書を提出。犯行着衣とされたズボンの内側にあった「B」の記号が「『色』を示す」と確定判決とは異なる説明をした男性など3人について、今後の3者協議の中で証人尋問をするようあらためて求めた。



3者協議のため静岡地裁に入る袴田死刑囚の弁護団＝25日午前

静岡新聞夕刊
2011年2月25日

次協議2件
事件者3
田事
袴再審

サンプル布を初開示

弁護団「偽装に使用の可能性」

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年、一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求をめぐり静岡地裁、静岡地検、弁護団による3者協議が25日、同地裁であった。検察側は、袴田巌死刑囚(74)がはいていたとされるズボンの製造会社から県警が当時入手したサンプルの布（5㌢四方）を初めて開示した。サンプルは捜査記録では2枚存在するが1枚は不明で、弁護団は「不明の1枚は警察の偽装工作に使用された可能性がある」と主張している。

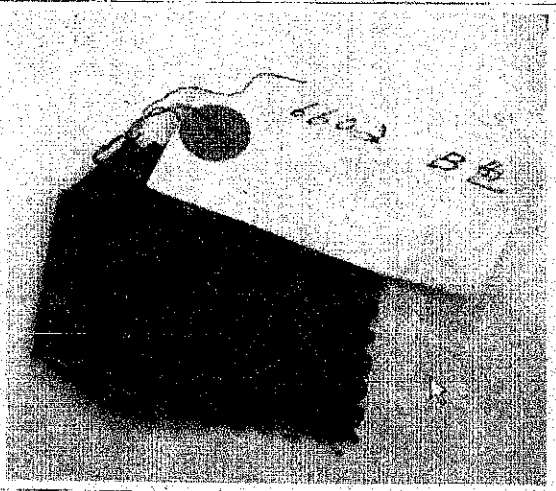
県警は67年8月31日、袴田死刑囚が働いていたみそ製造会社のタンクから、血のついたズボンなどを発見。9月12日に袴田死刑囚の実家から、ズボンの共布（補修布）が見つかったとされ、確定判決で有力な証拠とされた。一方、弁護団によると、これまでの証拠開示で、共布発見の8日前と6日後の2回、県警は製造会社からサンプルの布を入手していたことが判明。2枚の開示を求めていた。

開示されたのは、共布発見後に入手したサンプルで、発見前のものについて検察は「見つからなかった」と説明したという。弁護団は、「サンプルを先に入手して、実家で見つかった共布として偽装した可能性がある」と主張している。

また、開示されたサンプルの布には、「B色」と書かれた紙札があった。ズボンには「B」という記号があり、これを「色」とみるか、「サイズ」とみるかを弁護団は争点としている。確定判決では、検察側の主張に基づき、サイズとした。

紙札を見た弁護団は「『B色』は、初めから警察が『B』を色とみていた証拠だ。だが、裁判ではサイズと主張し、これが通った。確定判決は認定を誤った可能性がある」と主張。発見されたズボンを袴田死刑囚は小さくてはくことができなかったが、検察側は「みそにつかっている間にサイズが縮んだ」と主張していた。

サイズの問題に関連し、弁護団は今回の協議で、ズボン製造会社の元役員の男性（現在70代）の陳述書を提出し、証人申請も行った。男性は「B」を「色」と主張しているという。【山田毅】



検察側が開示した、当時県警がズボン製造会社から入手したサンプルの布。紙札には「B色」と書かれている＝弁護団のパソコンの画像を撮影

㊤毎日新聞静岡版
2011年2月26日

㊦中日新聞
2011年2月26日

袴田事件

「話を聞かれていない」

弁護側 元郵便局員が証言

清水市（現静岡市清水区）で一九六六年、一家四人が殺害された「袴田事件」をめぐり、当時の郵政監察官が捜査報告書の中で、袴田巌死刑囚(㊤四)の知人女性の郵便物に関して事情を聴いたとしていた元郵便局員の男性が、「監察官から話を聞かれたことはない」と同死刑囚の弁護団に証言していることが分かった。

弁護団、静岡地裁、静岡地検が第二次再審請求審について話し合い、などとする内容の記述があったという。

報告書を検証するため、弁護団が今は郵便局を退職している男性と面会したところ、監察官から事情を聴かれたことはないと説明したという。

郵便物は、袴田死刑囚が被害者宅から奪った現金の一部を受け取った女性が、怖くなって封筒に入れ警察に送ったとされる。だが清水郵便局は、差出人不明で切手もない「事故郵便物」として処理していた。

一方、この日の三者協議では、袴田死刑囚が犯行当時はいていたとされるズボンの製造元から捜査員が入手した生地のサンプル二点のうち、一点のみを地検が証拠開示した。もう一点について、地検側は「少なくとも今は見つからない」と説明したという。当時、袴田死刑囚の実家から、ズボンの裾直しでできたとみられる布の端切れが発見されたが、弁護団は「サンプルを使って実家で発見したように偽装工作したのではないか」と指摘した。

証拠開示「極めて限定的」

袴田事件3者協議　弁護側、検察を批判

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年6月、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、袴田巌死刑囚(74)の第2次再審請求をめぐる25日の3者協議について、弁護団が同日、県弁護士会館（同市葵区）で会見した。これまでに請求している証拠の一部だけを開示した検察側に対し、弁護団は「検察側の証拠開示は極めて限定的で不誠実だ」と批判した。

特に弁護団は、捜査員が犯行着衣のズボンの端切れと同じ素材の生地サンプルを2回取り寄せているのに、1枚しか証拠開示しなかったことについて批判を強めている。袴田死刑囚の実家からズボンの端切れが見つかった直前に取り寄せた生地サンプルについて検察側が「少なくとも今は見つけられなかった」と開示を拒んだためだ。

弁護団は「証拠のねつ造に使われた可能性がある」と指摘している。

「ズボンの内側にあった『B』の記号は（確定判決にある）『サイズ』ではなく『色』を示す」と証言したとして、弁護団が求めたズボンの製造会社の元役員の証人尋問について、検察側は「すでに捜査員に対して供述した調書がある」などとして、積極的ではなかったという。

弁護団はこの製造会社の元役員のほかにも2人の証人尋問を請求している。今後の3者協議で、その可否が話し合われる。



3者協議で検察側が新たに提出したズボンの生地サンプルの写真を示す小川秀世弁護士（右）＝25日、静岡市葵区の県弁護士会館

袴田事件

検察側、新たに開示へ

3者協議　ズボンの生地サンプル

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年6月、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、無実を訴えている袴田巌死刑囚(74)の第2次再審請求をめぐる25日午前の3者協議で、検察側が袴田死刑囚が犯行当時はいていたとされるズボンの入手経緯などを調べるため、製造元から捜査員が入手していた同じ生地のサンプルを静岡地裁に提出することが24日分かった。弁護団の開示請求に応じた。

これまでに開示された証拠を検証した弁護団によると、ズボンと同じ素材の端切れが袴田死刑囚の実家から見つかった直前と直後の2回、捜査員が製造元から生地サンプルを入手。弁護団は「犯行の証拠とされた経緯が不自然」と証拠のねつ造を主張している。

今回検察側が開示するのは、端切れが袴田死刑囚の自宅から発見されてから6日後に捜査員が製造元から取り寄せた生地サンプルという。弁護団は端切れ発見の8日前に捜査員が製造元から取り寄せた生地サンプルについても、引き続き開示を求める。

一方、弁護団は24日、同地裁に対して、有罪の証拠とされたズボンについて、確定判決がサイズの認定を誤った可能性があることを指摘する調書などを提出した。

調書は、ズボンの製造元に勤めていた70代男性から弁護団が聞き取った。ズボンの端布にあった「B」という記号を確定判決が「サイズ」とした点について、男性は「ズボンの『色』を示す記号」などと説明している。

弁護団は「犯行着衣とされたズボンは小さく、『はけないズボン』が犯行の証拠とされたことを端的に示している」と指摘する。弁護団は同日、今後の3者協議でこの男性などの証人尋問を行うことも請求し、「確定判決の誤り」を追及する。

㊧静岡新聞夕刊
2011年2月25日
㊤静岡新聞
2011年2月26日
㊦日経新聞夕刊
2011年2月26日

袴田事件再審請求
「証拠捏造を立証」
弁護団証人申請

静岡市で1966年、4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、袴田巌死刑囚(74)の弁護団と静岡地検、静岡地裁の3者協議が25日、同地裁であり、弁護団は証拠の捏造（ねつぞう）を立証するとして、関係者3人の証人尋問を申請した。

弁護団によると、3人は袴田死刑囚が犯行時にはいていたとされるズボンの製造元の元役員ら。ズボンは事件後、死刑囚の勤務先で血痕が付着した状態で見つかり、有罪の決め手となったが、元役員は弁護団の調査に、サイズが小さ過ぎて死刑囚には着用できないものだった可能性が高いと証言している。

静岡県警は事件後、死刑囚の実家でズボンと同じ素材の端切れを発見。有力な証拠とされたが、県警がこの前後に同じ生地のサンプル2枚を製造元から入手していたことが捜査記録で明らかになっている。

弁護団はサンプルの証拠開示を求めていたが、25日の3者協議で、検察側は1枚だけを開示し、もう1枚は見つからないと回答。弁護団は「（捜査段階で）製造元から取り寄せた1枚を実家で発見したように装ったのではないか」としている。

袴田事件

証拠一部「存在しない」

検察側、3者協議で回答

㊧読売新聞静岡版
2011年3月26日

㊨静岡新聞
2011年3月26日

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年6月、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、無実を訴えている袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求をめぐる静岡地裁、静岡地検、弁護団による第7回3者協議が25日、同地裁で開かれた。検察側は弁護団が開示を求めた証拠の一部が「存在しない」と回答。弁護団は、証拠が隠されたり廃棄されたりした可能性があると指摘した。

検察側は第2次再審請求審で、弁護団の求めに応じて非開示だった証拠を開示。今回の3者協議でも、犯行着衣とされるズボンの縫製を担当した洋品店関係者5人の供述調書のうち、3人の調書を新たに開示した。

弁護団によると、検察側は開示した3人の調書を「検察庁で保管していた」とした一方、開示されなかった残り2人の調書は「警察に照会しても存在しなかった」と説明した。弁護団が「捜査機関がねつ造した」と主張する犯行着衣の「5点の衣類」を撮影した写真とネガや、ズボンの生地サンプルについても、同様に「存在しない」と説明したという。

3者協議後に会見した西嶋勝彦弁護団長は「事件の証拠は通常、検察庁に全て送られる。意図的かは分からないが、警察が手元にとどめていることもあり得る」と述べ、証拠の一部が廃棄された可能性も指摘した。

弁護団は今後、さらに証拠開示や関係者の証人尋問を求めるとともに、開示された証拠の内容を詳しく調べる。次回の3者協議前の4月にも、5点の衣類を「ねつ造」とする主張を補強する「再審請求理由補充書」を地裁に提出する方針。

袴田事件 調書3点新たに開示

「袴田事件」で死刑が確定した袴田巌死刑囚(75)が静岡地裁に行っている第2次再審請求で、同地裁と静岡地検、弁護団による第7回3者協議が25日、同地裁であった。検察側は、犯行時の袴田死刑囚の着衣とされるズボンを縫製した女性の調書など、弁護団が開示を求めていた資料3点を新たに提出した。弁護団は資料を分析し、裁判の新たな展開につながる証拠がないかどうかを調べる。

協議後に記者会見した弁護団によると、弁護団は調書5点を開示するよう求めていたが、検察側は開示した以外の2点については「開示は相当ではない」として拒否した。弁護側が追及したところ、検察側は「（ほかの2点は）検察の手元にもなく、警察にも問い合わせたが『ない』ことだった」と回答した。以前から開示を求めていた衣類の写真についても、検察側は「廃棄した書類はなく、そもそも存在していない」と答えたという。弁護団の小川秀世事務局長は「開示されていない証拠をもう一度整理し、再び（開示するよう）申し立てたい」と話した。

'3人の供述調書開示

袴田事件 3者協議 検察「2人分ない」

中日新聞夕刊
2011年3月25日

清水市（現静岡市清水区）で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求審で、袴田巌死刑囚(七七)の弁護団、静岡地裁、静岡地検の三者協議が二十五日、地裁で開かれ、地検側は弁護団が開示請求していた五人の供述調書のうち、三人分を開示した。

開示されたのは、袴田死刑囚の犯行時の着衣とされるズボンを縫製した洋品店の担当者の供述調書など。今後、弁護団が中身を精査していく。

記者会見した弁護団の小川秀世弁護士によると、開示されなかった二人分の調書について、検察側は「検察の手元には存在しない。存在しない理由は分からない」と説明したという。弁護団は、すでに廃棄されている可能性もあるとみて、証拠がなくなった経緯を追及していく。

㊤静岡新聞
2011年3月25日

㊥朝日新聞
2011年3月26日

㊦中日新聞
2011年3月26日

袴田事件

財布の証拠開示を

弁護団　地裁に申し立て

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年6月、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、袴田厳死刑囚(75)の弁護団は24日までに、事件の数週間後に旧吉原市（現富士市）内で拾得された「黒革財布」に関する証拠の開示を命じるよう、静岡地裁に申し立てた。

弁護団によると、この財布は66年7月にバスの中で男性が拾い、警察に届けた。現金約8万4千円や事件現場のみそ製造会社の火事見舞い礼状などが入っていたが、遺失者は現れず、男性に引き渡されたとされた。

公判段階で財布は「事件と無関係」と結論付けられたが、現金が事件で奪われたとされる金額とほぼ同額であることなどから、弁護団は「捜査機関は財布を事件の重要証拠と認識しながら、袴田死刑囚と関係がないためにあえて隠したのではないか」と指摘している。

また、弁護団関係者が昨年、この男性から話を聴いたところ「警察から受け取ったのは現金だけで、元の紙幣とは違った」との証言を得たという。

弁護団は「財布や現金などは現在も捜査機関が保管している可能性が高い」としている。

弁護団は25日に開かれる地裁、地検との3者協議で、こうした関係証拠の開示や、拾得者の男性の証人尋問をあらためて求める。一方、弁護団によると、検察側は犯行着衣の一つとされたズボンに関し、弁護団が求めていた洋品店従業員の供述調書数点を開示する方針を示しているという。

袴田再審請求で
関係者調書開示

三者協議で検察側

旧清水市（現静岡市清水区）で一家4人が殺された「袴田事件」で死刑が確定した元プロボクサー袴田厳死刑囚(75)の第2次再審請求をめぐり、静岡地裁と検察、弁護団による7回目の三者協議が25日開かれた。弁護団によると、検察側から新たに関係者3人の調書などが開示されたという。

財布関連 証拠開示を

袴田事件弁護団申し立て

清水市（現静岡市清水区）で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」で、袴田厳死刑囚(七五)の弁護団は、事件から約二週間後に吉原市（現富士市）内で拾得され、事件との関連が指摘された財布に関する証拠を開示するよう、静岡地裁に申し立てた。二十五日に開かれた弁護団、地裁、静岡地検との三者協議後、弁護団が会見で明らかにした。

弁護団によると、財布には専務一家宅から盗まれた金とほぼ同額の約八万三千円のほか、みそ製造会社の社長名で出された見舞状などが入っていた。事件後、バスの車内で男性が見つけ、警察に届け出たが、落とし主は見つからなかった。当時の公判で、検察側は事件に無関係として証拠提出しなかった。

弁護団が昨年、この男性から聞き取り調査をしたところ、財布に入っていたのとは別の紙幣が警察から返され、不自然に思ったとの証言を得たという。

弁護団の小川秀世弁護士らは「捜査当局は財布が、重要な証拠と十分認識しながら、袴田死刑囚とは全く関係がないために、あえて存在を無視しようとしたのではないか。この『証拠隠し』は、無実を示す証拠になる」と主張している。

袴田事件、早期再審を

支援6団体 静岡地裁に要請

1966年、旧清水市（現静岡市清水区）でみそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、無実を訴えている袴田巌死刑囚を支援する「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」など6団体は10日、静岡地裁に早期の再審開始決定と静岡地検に証拠の全面開示などを求める要請書を提出した。

袴田死刑囚は同日、75歳の誕生日を迎えた。現在は第2次再審請求をめぐって静岡地裁、静岡地検、弁護団の3者が協議を続けている。

地裁への要請は、袴田死刑囚が「心神喪失状態にある」「高齢である」「長期間拘束されている」などとして早期の再審開始決定を求めた。地検には「証拠を全面開示しないことは検察に不利な証拠を隠し持っていると国民は受け止める」などとして早期の未開示証拠の全面開示を強く求めた。

6団体は同日、江田五月法相に早期の死刑執行停止を、拘置先の東京拘置所に適切な医療処遇などをそれぞれ求める要請書も提出した。この後、東京・永田町の衆院議員会館前に集まり、プラカードなどで議員らにアピールした。



黒岩法務政務官に精神鑑定結果の開示を求める要請書を手渡す秀子さん（右）＝10日夕、国会内

静岡新聞
2011年3月11日



集会に参加した袴田死刑囚の姉秀子さん（左）ら＝東京都千代田区の衆議院第2議員会館前で

袴田事件

第2次再審開始を

支援者ら国会前で集会

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年、一家4人が殺害された事件で、無実を訴える袴田巌死刑囚の支援者らは10日、国会前で集会を開き、第2次再審を開始するようアピールした。10日は袴田死刑囚の75歳の誕生日で、支援者はうそくに見立てたペンライトを手に「再審開始を勝ち取ろう」と声を上げた。

国際人権団体「アムネスティ・インターナショナル」は昨年、袴田死刑囚の刑執行に反対するイベントを英国で開催。今回は、これをきっかけにアムネスティや日本の支援者有志が主催した。

集会には、社民党の福島瑞穂党首ら約40人が参加した。袴田死刑囚の姉秀子さん（78）は「来年の誕生日こそ、拘置所の外で迎えさせてあげたい。再審に向けた歩みが進んでほしい」と訴えた。

集会に先立ち、秀子さんらは静岡地裁や法務省などに対し、再審の開始や死刑の執行停止などを求める要請書を提出した。【竹地広憲】

㊤毎日新聞静岡版
2011年3月11日

㊦キリスト新聞
2011年4月2日

「袴田事件」支援者 第二次再審を訴え

静岡県清水市（現静岡市）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、死刑判決が確定しているカトリックの袴田巌さんの支援者らが3月10日、国会前で「スタンディングアクション」集会を開き、第二次再審を開始するよう訴えた。この日は袴田さんの75歳の誕生日。キャンドルに見立てたペンライトを用意した支援者は、「がんばろう」と呼びかけた。

「アムネスティ・インターナショナル」が昨年、袴田さんの死刑執行に反対するイベントをロンドンで開催したことにヒントを得て、今回、支援者らが実行委員会形式で開催する運びとなった。

集会には、袴田さんの姉ひで子さん、福島瑞穂社民党党首ら約40人が参加。45年間拘束されている袴田さんに対し、「袴田巌死刑囚救援議員連盟」をはじめとした国会議員からの連帯メッセージが読み上げられた。

福島党首は、「証拠などが出てきて新たな議論が起こっているので、なんとしても再審開始で闘いたい。それが成功するように力いっぱい応援していく。さらに、執行停止をするべきだ、ということも同時に主張していきたい」と述べた。

精神鑑定結果 開示を要請

法務政務官に姉ら

袴田巌死刑囚(75)の誕生日の10日、姉の秀子さん(78)＝浜松市中区＝と支援者らは国会内に黒岩宇洋法務政務官を訪ね、千葉景子元法相の指示で昨年実施された同死刑囚の精神鑑定結果の開示や死刑の執行停止を要請した。

精神鑑定は千葉元法相が退任直前の昨年8月下旬、心神喪失の可能性が否定できない死刑囚を調査するよう指示し、法務省が実施。袴田死刑囚については「死刑執行停止の必要は認められない」との結論に達したとされている。

支援者らは4月10日までに文書で鑑定結果などの情報を開示するよう求めた上で、死刑の執行停止と適切な治療を要請。「一日も早く『おめでとう』と言える日が来ることを望む」と訴えた。黒岩政務官は「大臣にきちんと伝える」と述べた。

㊨静岡新聞
2011年3月11日

㊧静岡新聞
2011年3月31日

再審求め署名提出

静岡地裁に支援者ら

「袴田事件」で第2次再審請求をしている袴田巌死刑囚(75)の支援者らが30日、再審開始を求めて5321人分の署名を静岡地裁に提出した。

署名を提出したのは、東京都内の駅などで署名集めをしている「無実の死刑囚・袴田巌さんを救う会」(門間正輝代表)。今回、提出した署名は昨年9月以降に集めた分。同会が地裁に提出した署名は約7万8千人分になった。

提出後に会見した門間幸枝副代表は「袴田死刑囚は長年無実の罪で捕らえられ、残りの人生は短くなってしまった。一日千秋の思いで待っている家族の元に早く返してほしい」と訴えた。

同席した袴田死刑囚の姉秀子さん(78)は「昨年8月に会って以降、5回面会に行っているが会えていない。刑務所は『袴田死刑囚は元気だ』と言うので信じるしかないが、もっと医療態勢を整備してほしい」と話した。

「証拠ねつ造」に反論

袴田事件 再審請求 地検次席検事が会見

旧清水市（現静岡市清水区）で1966年6月、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求をめぐり、静岡地検の森悦子次席検事は30日の会見で、袴田巌死刑囚(75)の弁護団が「捜査機関が証拠をねつ造した疑いがある」と主張していることについて、「検察が証拠をねつ造したり、殊更隠したりということはなかったと認識している」と反論した。

第2次再審請求をめぐって現在、静岡地裁、同地検、弁護団の3者が協議を続けている。地検は弁護団の求めに応じる形で、昨年9月から証拠の一部の開示を始めた。

ただ、犯行着衣のズボンの生地サンプルや写真、ネガなどの一部については「存在しない」などと弁護団に回答。全面開示を求める弁護団が「証拠が隠されたり廃棄されたりした可能性がある」と批判している。

これに対し、森次席検事は「（求められた）証拠があるかないかは十分に確認し、警察に対しても調査をしている。ある物をないと言ったり、虚偽のことを言ったりはしていない」と強調した。

静岡新聞
2011年3月11日

「袴田事件」トピックス

★2・13浜北集会報告★

共同代表・福田勇人

2011年2月13日(日)午後1時から袴田巖さんの故郷・浜松市浜北の中瀬公民館で「袴田巖さんは無実だ！一日も早い再審開始を 2・13浜北集会」(主催:浜松・袴田巖さんを救う会)が開催され、袴田さんの同級生や地元住民、ボクシング関係者など約40名が参加しました。

主催者の渥美邦夫会長は、1日も早く袴田さんに地元の森林公園を歩かせてあげたいと挨拶。弁護団からは岡島順治弁護士が参加し、証拠開示の状況を中心に再審請求審の進捗について報告しました。

集会のメインイベントである『BOX 袴田事件命とは』の上映が終わったあと、参加した袴田さんの同級生の女性は「昔、一緒に卓球をやったことがあった」と袴田さんとの思い出を涙ながらに話してくれました。また、遠く福岡のボクシング関係者からは激励のメッセージも寄せられました。そして、同月11日に朝日新聞に掲載された死刑囚への精神鑑定実施に関する報道について参加者から「袴田さんが心神喪失ではないという根拠は何なのか」と、鑑定結果に対する疑問の声も上がりました。

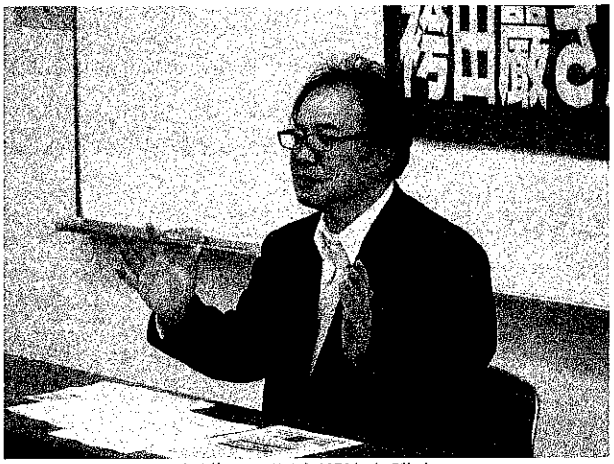
本会からは私を含め3名が参加し連帯の挨拶をさせてもらいました。

最後に袴田秀子さんから支援に対する感謝の言葉と支援継続のお願いがあり集会は終了しました。

なお、集会の様子はSBS静岡放送のニュースで報道され、ネット配信もされました。■



挨拶する渥美会長


弁護団の岡島順治弁護士



支援を訴える袴田秀子さん

★２・22後楽園ホールのリングから袴田事件をアピール！報告★

共同代表・校條　実

去る２月２２日、後楽園ホールで開催されたトクホン真闘ボクシングジム主催の「トクホンダッシュエアロ第３弾」でリング上から「袴田事件」のアピールをさせていただきました！

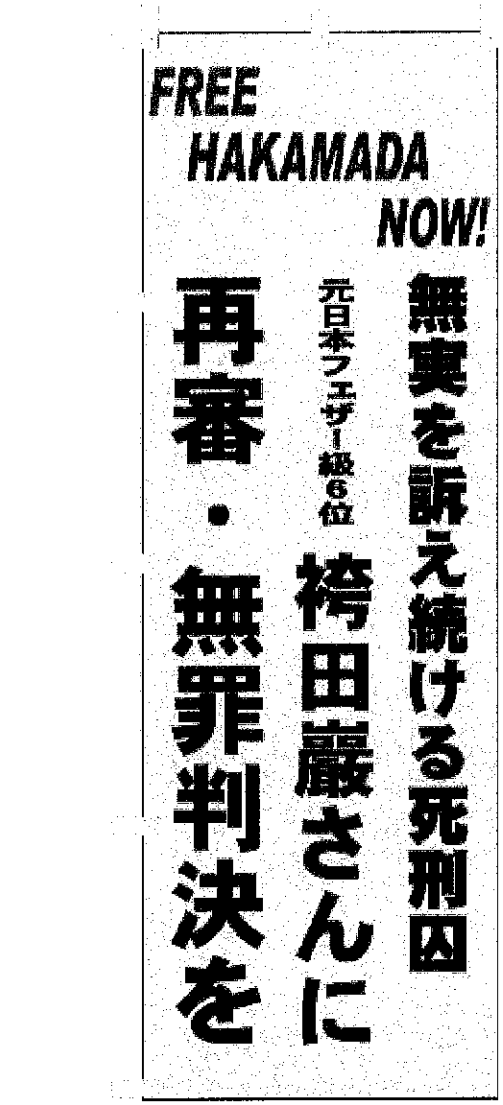
真闘ジムの佐々木隆雄会長は約30年にわたって袴田巖さんの支援活動を続けてきました。今回もその一環として昨年９月の興行に引き続き、本会がリングアピールをさせていただくことになったのです。

来場者には試合プログラムと共に「袴田事件」の概要が書かれたリーフレットも配布されたため、リングアピールを聞きながらリーフレットを読む観客の姿も見られました。

また、ホールロビーでは再審支援チャリティーＴシャツの販売とカンパのお願いも行い、Ｔシャツ２枚の売上げとカンパ12,352円の協力をいただきました。カンパの全額は東日本ボクシング協会袴田巖支援委員会に、またＴシャツの収益は、同委員会と折半したうえで、本会の活動資金として使わせていただきます。トクホン真闘ジムの方々はじめご協力いただいた皆さん、がんばれと声をかけていただいた皆さん、どうもありがとうございました！■

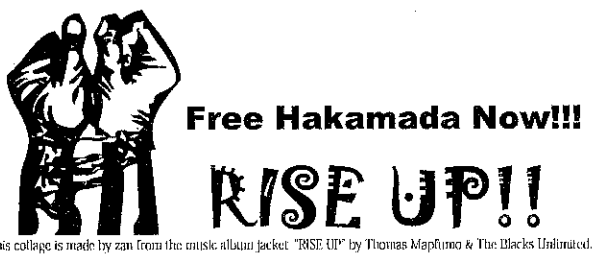


観客に袴田さんの支援を訴える校條共同代表とリングサイド最前列で見守る佐々木会長





ルービン・ハリケーン・カーター氏のメッセージ



This collage is made by zan from the music album jacket "RISE UP" by Thomas Mapfumo & The Blacks Unlimited.

三陸沖大地震に思う

共同代表・石井 信二郎

３月 11 日に起きた三陸沖大地震は、改めて日本列島が地震列島であり、この 20 年ぐらいはその活動期に入っているのだという事を厭というほど思い起こさせた。東海大地震も関東大地震もいつ起きてもおかしくないと言われて 30 年近くが過ぎている。プレートテクトニクス理論によれば巨大な地震エネルギーが御前崎沖や相模湾に時限爆弾のように日々蓄積されているらしい。御前崎沖の沈降は 1960 年以降から現在までに約 24 センチになっている。これは遠州灘沖でフィリピンプレートがユーラシアプレートに潜り込んで地震エネルギーが蓄積されている事をしめすデータだという。そしてその御前崎のすぐ西、ユーラシアプレートの縁に建設されているのが浜岡原発であり、いま現在の日本の原発 54 基のうち最も危険な状態にあると言われている３基の原子炉が稼働中である。詳しくは広瀬 隆著「原子炉時限爆弾～大地震におびえる日本列島」(ダイヤモンド社、2010 年８月刊)、ぜひ一読を。

3.11 大津波、不覚にもびっくりした。というのも三陸大津波は 1896 年 (明治 29 年) に岩手県沿岸部で 38.2m というのがあった。地震や津波の大きさで言うと NHK を筆頭にメディアは当初「1000 年に一度の巨大地震」だとか「未曾有の・・・」「想定外の・・・」などとデタラメというか無知をさらして騒ぎ立てて嫌な感じがした人も多かったろうと思う。万を超える死傷者を出したのは、過去の教訓をすっかり忘れて能天気に暮らしてきた私たちに自然の鉄槌が下されたとしかいいようがない。次は首都圏や東海地方にいつ大地震が来てもおかしくないことは多くの心ある地震学者なら警告している。みなさんも同様の思いだろうが、地震や津波は誰も止める事も責めることもできない。突然亡くなった方々はお気の毒だが、被災した人々や街は国を挙げて支援してゆけば時間はかかっても何とか回復してゆけるし、しなければいけない。

しかし今回は最も恐れていたことが起きている。そう福島第一原発の 1~4 号機が制御不能に陥り、放射性物質を垂れ流し続けている。先ごろ政府が発表した甘い見通しでさえもこれを封じ込めるのに数ヶ月かかるという。それとて今のぎりぎりの状態が維持できての話であって炉心溶融がもっと進んでいってチェルノブイリのような原子炉爆発といった事に成らないという保障はない。今命がけで作業に駆り出されているのは相変わらず東電の下請け孫受けの民間業者の従業員の皆さんだ。そうした下請け会社単位ではどれほど危険な仕事でも普段以上の保障は出来ないのが現状という。このような国家的危機であるにも関わらず民間の下請け企業の従業員にそのまま作業をさせていることに怒りがこみ上げる。これまでさんざん日本の原発は何重にも安全対策がしてあるから大丈夫だといってきた電力会社や政治家、御用学者が最初に取った行動はなんだったのか？最初に書いた無知あるいは悪意のあるマスメディアに地震や津波を過大表現させることで自己保身に走ったことだ。これほどの大惨事が起きようとしていたまさにその時、統治機構や公共性の強い大企業の側にいる人間としてもっとも恥ずべき振る舞いをした。その典型的な例が発表されたマグニチュードをめぐるごまかしだ。以下、たんぽぽ舎のニュースレターからの引用

「地震学者・島村英紀氏は、今回の地震は戦後 60 年余使用してきた気象庁マグニチュードで言えば「Mj8.3 かせいぜい Mj8.4 の地震だ」と指摘しました。(気象庁もこれは認めている - 島村英紀氏の質問に気象庁が回答) ●今回のマグニチュード 9.0 というのは、気象庁がそもそも「マグニチュードのものさし」を勝手に変えてしまったから、こんな「前代未聞」の数字になったものだ。いままで気象庁が採用してきていた「気象庁マグニチュード」だと、いくら大きくても 8.3 か 8.4 どまり。それを私たち学者しか使っていない別のマグニチュード、「モーメント・マグニチュード」のスケールで「9.0」として発表したのだ。すべてのことを「想定外」に持っていこうという企み (あるいは高級な心理作戦) の一環であろう。」

原子力発電所の暴走は高速道路が崩壊したとか

新幹線が脱線したなどという事故とは全く質が違う、科学技術でもってしても対処できないものだと心ある科学者たちは何十年も警告しつづけてきて、原子力発電所はやめるべきだと当初から言われてきた。そんなことも多くの日本人は忘れて繁栄？を謳歌して生きてきたのだ。そして私たちは事態が悪化の一途をたどらないことを祈るぐらいしかできない恐ろしい状況だ。被災した人々は大津波と“原発震災”の惨禍に呻吟し、一方、首都圏の人間たちは差し迫る未曾有の危機の真相を知らされずに漠然とした不安のなかに日々をすごしている。

さて急に身近な話に移るが、東電の身勝手な計画停電に協力するためではなく、全ての原発を止めるために私たちが今すぐでも取り組めることが一つある。各家庭や職場で使っている家電品は使っていない時にはコンセントを抜くかスイッチ付きのテーブルタップを使ってこまめに電源を完全オフにする。それに 24 時間入れっぱなしの電気ポットの使用は止めよう。これらのいわゆる待機電力の年間使用量は全電力量の約 10% になるという試算がある。ちょうど四国電力の年間発電量に相当する量だ。ちなみに我が家はこれまで電気ポットを使った事はない。必要な時にお湯をわかして昔ながらの魔法ビンかステンレス水筒に保存して使っている。なんの不自由も感じた事はない。いま駅や街だって少々暗いが何の不自由もないしそんな事で気持ちまで暗くなる事はない。今までいかに無駄に電力過消費だったかと実感した。最大需要電力を 30% ぐらい削るのは言われているほど難しくはないはずだ。デパート、スーパー、コンビニも休店を輪番で週２回にしたらいい。ほとんど不自由はないだろう。そしたらそこの労働者も時間的に余裕の有る働き方ができるというもの。ことほどさように私たちの暮らしと働き方を工夫し直せば今すぐにでも原発は止められる。電力会社や政府のインチキ宣伝にこれ以上騙されてはならない。主権者国民の側が主導権をもって電力政策を変更させてゆくべき時である。

＊毎日貴重な情報が発信されています。

脱原発と、環境破壊のない社会をめざすたんぽぽ舎のホームページ http://www.tanpoposya.net/ ■

会計報告の承認と会の代表について

求める会事務局

前号のさいしん 37 号にてご報告させていただきました 2010 年会計報告につきまして、２月末日までに異議がございませんでしたので、これをもって承認とさせていただきます。会員の皆様、よろしくお願いいたします。

また、「袴田巖さんの再審を求める会」の代表について、2009 年より、石井信二郎、福田勇人、校條実の三名が共同代表を勤めてきました。任期が２年という事ですが、次期代表として引き続きこの三名で会の共同代表を続けさせていただきたいと思います。会員の皆様の異議が５月末日までなければ承認としたいと思います。会員の皆様は、この件に関しましてご質問ご意見などありましたら、会までご連絡下さい。どうぞよろしくお願いいたします。

袴田巖さんが自由の身になるまで、再審がなされるまで、共に頑張りましょう！ FREE HAKAMADA NOW!! ■



活動報告

2/13　浜北集会参加（浜松・中瀬公民館）
2/16　弁護団勉強会＆弁護団会議＆新年会参加（静岡・弁護士会館ほか）
2/20　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
2/22　トクホン真闘ジム興行で支援アピール（水道橋・後楽園ホール）
2/25　静岡地裁要請行動参加（静岡・静岡地裁）
2/25　三者協議記者会見参加（静岡・弁護士会館）
2/28　FHN 実行委員会打合せ（神保町・アムネスティ事務所）
3/2　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
3/2　袴田救援議連牧野会長に協力要請（永田町・衆院第一議員会館）
3/6　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
3/6　FHN 実行委員会打合せ（巣鴨・村崎法律事務所）
3/7　FHN 実行委員会打合せ（神保町・アムネスティ事務所）
3/9　取調べ可視化要求院内集会参加（永田町・参院議員会館）
3/9　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋・ホットドッグイン）
3/10　バースデイ要請行動参加
袴田さんに面会申込＆拘置所長に要請書提出（小菅・東京拘置所）
黒岩法務大臣政務官と面会＆要請書提出（永田町・衆院第二議員会館）
国会前スタンディングアクション参加（永田町・衆院第二議員会館前）
3/25　三者協議記者会見参加（静岡・弁護士会館）
3/25　弁護団会議参加（静岡・弁護士会館）
4/10　『さいしん』38 号発送作業（横浜・かながわ県民センター）
4/10　求める会定例会（横浜・かながわ県民センター）

お詫び：2010 年 11 月 20 日から 2011 年 2 月 11 日まで配布しておりました当会のリーフレットに一部「画像抜け」の誤りがありました。（五点の衣類の白シャツの部分）お詫びいたします。今回修正加筆しました新しいリーフレットを同封させていただきましたので、ご希望の方はお名前、ご住所、数量をご連絡下さい。お送りいたします！

活動予定

求める会

5/1　求める会定例会（横浜・かながわ県民センター）
6/5　『さいしん』39 号発送作業（横浜・かながわ県民センター）

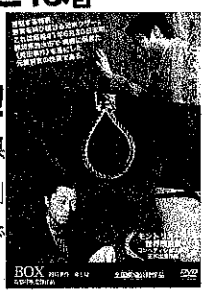
その他の団体

4/14　ボクシング協会支援委員会（水道橋・デニーズ）
4/20　弁護団事務局会議（霞が関・弁護士会館）
5/11　弁護団勉強会＆弁護団会議（霞が関・弁護士会館）
5/13　第 8 回三者協議（静岡・静岡地裁）
6/6　弁護団勉強会＆弁護団会議（静岡・弁護士会館）
■

『BOX 袴田事件 命とは』

全国のツタヤなどで DVD レンタル開始！

DVD では本編の他に、特典映像（メイキングと「袴田事件」の紹介ビデオ）も観ることができます。



カンパのお願い

☆会では活動資金が必要です。★
★どうぞカンパにご協力下さい。☆
☆ボーナスカンパ大歓迎！★



郵便振替口座番号：00120-3-410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
または
ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキュウ店）
当座　019-0410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
※「巖」は「厳」でも大丈夫です。

編集後記　東日本大震災に遭われた全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。岩手に住む私の友人も震災に遭い、十日以上過ぎてやっと連絡が取れたと思ったら 4 月 7 日の余震でまた連絡が取れなくなった。未曾有の天災に日本は翻弄されている。原発から放射能漏れが止まらない。この部分は明らかに自然の力を甘く見た人災だ。最近面会できない袴田巖さんは東京拘置所でどうしてるだろう。この事態にも袴田さんの置かれてる状況の危機は揺るがない。冤罪という人災に裁判所は一刻も早く対処して欲しい。■（ペンネーム zan）

※会員募集！！作業等お手伝いできる方いらっしゃいませんか。年会費（会報あり）三〇〇〇円、会報年間購読のみ二〇〇〇円